平成25年4月1日消防本部訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、大曲仙北広域市町村圏組合消防本部(以下「消防本部」という。)に おける消防車両の管理体制を確立し、かつ、効率的で安全な車両運行を図るため必要な 事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 車両 消防本部、消防署、分署(以下「消防本部等」という。)において使用する道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第2条 第2項に規定する自動車をいう。
 - (2) 所属長 消防本部の課、消防署及び分署の長をいう。
 - (3) 車隊長 消防本部等において担当する車両の責任者で所属長が指名した者をいう。
 - (4) 機関員 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)第85条第5項、第6項及び第7項並びに同法施行令(昭和35年政令第270号)第32条の2、第32条の3及び第32条の4の規定に基づき緊急自動車の運転資格を有し、かつ、車両の運転及び期間運用を担当する者で所属長が指名した者をいう。

(車両管理)

- 第3条 車両の総括的な責任者は、警防課長とする。
- 2 警防課長は、この規程の定めるところにより車両管理に関する事項について指導監督 を行う。
- 3 警防課長は、車両管理台帳(別記様式第1号)にて、全車両を総括に把握するものと する。

(運行管理)

- 第4条 車両の運行管理責任者は、所属長とする。
- 2 所属長は、所属の車両の適正な運行を維持するため、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 車両の安全運行の確保に関すること。
 - (2) 車両の点検整備に関すること。
 - (3) その他運行管理に関すると。

(安全運転管理者)

- 第5条 道路法第74条の3第1項の規定により、消防本部及び消防署に安全運転管理者 を置く。
- 2 安全運転管理者は、消防本部にあっては参事、副参事、主幹のうちから、消防署にあっては副署長又は当務部長のうちから消防長が選任する。

3 安全運転管理者は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の1 0各号に掲げる業務を行うものとする。

(副安全運転管理者)

- 第6条 道路法第74条の3項第4項の規定により、大曲消防署に副安全運転管理者を置 く。
- 2 副安全運転管理者は、大曲消防署の当務部長から消防長が選任する。
- 3 副安全運転管理者は、安全運転管理者の業務を補佐する。

(安全運転責任者)

- 第7条 安全運転管理者及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)を置かない消防署の部及び分署に安全運転責任者を置く。
- 2 安全運転責任者は、消防署にあっては、当務部長又は副参事のうちから、分署にあっては、副分署長から所属長が指名する。
- 3 安全運転責任者は、安全運転に関する必要な業務を行うものとする。 (車隊長の責務)
- 第8条 車隊長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 車両の運行状況を常に把握しておくこと。
 - (2) 災害に対して、常に効果的な活用ができるように車両の維持管理に努めること。
 - (3) 車両の故障、欠損等が発生したときは、直ちに所属長に報告すること。
 - (4) 機関員に対する運転技術及び点検整備等の指導を行うこと。
 - (5) その他車両管理に必要なことを行うこと。

(機関員の責務)

- 第9条 機関員は、常に道路状況を把握するとともに、沈着冷静なる注意力をもって運転 し、車両の運転について関係法令に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなけれ ばならない。
 - (1) 運行命令、指示及び伝達事項を確認すること。
 - (2) 安全運転の呼称運転を励行すること。
 - (3) 危険のある場所を運行するとき、又は車両を後進するときは、同乗者に下車誘導を求め、安全を確認すること。
 - (4) 緊急出動に際しては、余裕ある走行を心がけ、方向転換又は駐停車により車両相互の事故防止に努めるとともに、優先通行を期待した予測運転をしないこと。
 - (5) 車両を離れる場合には、車両の安全保持及び盗難防止に必要な措置を講ずること。
 - (6) 出動区域内の地水利状況を常に把握するとともに、車両及び機関並びに装備資機材の保全に努め、適正な機関運用を図ること。
- 2 機関員は、車両の故障、欠損等の事実を確認したときは、直ちに車隊長に報告し、適切な指示を受けるものとする。

(点検の区分)

- 第10条 車両の点検は、次に掲げるところにより実施するものとする。
 - (1) 運行前点検 勤務交替時及び当務の勤務時間に行う点検
 - (2) 運行後点検 運行後に行う点検

- (3) 資機材点検 車両に積載する資機材の点検
- (4) 定期点検 車両法第48条第1項の規定により行う点検

(所属長が行う点検及び整備)

第11条 所属長は、管理する車両の点検整備(車両法第48条第1項の規定による定期 点検整備及び同法第62条第1項の規定による自動車継続検査に係る整備及び臨時点検 整備)を定期的に行わなければならない。

(点検整備記録)

- 第12条 車両の点検及び整備を行ったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める様式に記録するものとする。
 - (1) 第10条第1号の点検 運行前点検表(別記様式第2号)
 - (2) 第10条第3号の点検 車両資機材点検表 (別記様式第3号)
 - (3) 前条の点検及び整備 車両点検整備記録簿 (別記様式第4号)
 - (4) 前条に該当しない整備及び修理 車両修理記録簿(別記様式第5号)

(運行記録)

第13条 機関員は、車両の運行に関する記録を機関日誌(別記様式第6号)に記載し、 所属長に報告しなければならない。

(車両台帳)

第14条 所属長は、車両の管理状況を把握するため配備車両毎に車両台帳を備え、車検 証の写し、車両納入時及び管理上必要な資料を保管し、並びに、必要な事項を記録し、 これを常に整理しておくものとする。

(事故防止対策)

第15条 所属長は、安全運転管理者又は安全運転責任者とともに、事故防止のため安全 教育その他の必要な対策を講じなければならない。

(事故発生時の処置)

- 第16条 車両の交通事故が発生したときは、道交法第72条第1項の規定による措置を 講ずるとともに、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 負傷者の有無を確認し、必要に応じて救急車の出動を要請する。
 - (2) 業務継続の可否を判断する。
 - (3) 目撃者の住所、氏名、年齢その他の必要な事項の把握に努める。
 - (4) 双方の発見位置、事故場所及び停車位置の確認をする。
 - (5) 警察官の到着までの間、努めて現場を保存する。
 - (6) 事故現場付近の状況を把握する。
 - (7) 相手方の住所、氏名、年齢その他の必要な事項の把握に努める。
 - (8) 損傷状況を把握する。
 - (9) 業務継続の必要があるときは、乗員のうちから1名を事故現場に残留させるよう努める。
 - (10) 事故発生時のチェックリスト(別記様式第7号)に記録するよう努める。
 - (11) その他必要な事項

(事故報告)

第17条 前条の場合において、車隊長又は機関員は、直ちに所属長及び所属の安全運転

管理者等に事故の報告をしなければならない。

2 所属長は、前項の報告を受けたときは、消防長に報告するとともに、警防課長と協議して当該事故の処理に当たらなければならない。

(教育訓練)

第18条 消防職員に対する交通安全に関する教育及び訓練は、講習会、交通事故事例の 検証等の方法により適宜行うものとする。

(鍵の保管)

第19条 消防車両の鍵は、必ず所定の保管場所に収納するものとし、安全運転管理者等 及び安全運転責任者は常にその保管状況を確認するものとする。

(委任)

第20条 この訓令に定めるもののほか、消防職員の安全運転に関し必要な事項は、別に 定める。

附則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。